

7監管第106号
令和8年1月27日

(請求人) 様

名古屋市監査委員 金庭 宜雄
同 塚本 つよし
同 小林 史郎
同 大橋 正明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和7年12月1日に提出された7監管第89号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結論

本請求は、地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理由

本請求は、東区役所の整備に関して違法又は不当な点があるとして、以下のとおり主張し、監査及び調査の実施並びに関係職員に対し必要な措置を講ずることを求めるものである。

- (1) 東区役所整備計画の前提となる基本構想の策定業務委託費について、令和6年度に800万円の予算を計上しながら、成果物が年度内に完成しておらず、またその全額が不執行となっていることは、年度内執行の原則や予算執行の適正管理義務違反が疑われる
- (2) 整備計画の基礎資料である基本構想が未完成・未公表・市民への説明なしという状態にあり、基本構想が整わないまま計画を進行することは、行政運営上の合理性を欠き、地方自治法第2条第14項の最少経費最大効果の原則に反する
- (3) これまでの経過から、予算の全額不執行、業務の未完成・未公表、経過説明義務の欠如等、関係部局は財務会計行為に関して適正な管理を行っていない疑いが強い。さらに、先の住民監査請求において、本件の核心である「基本

構想が未完成であること」について、監査委員が実質的監査を避け、形式的判断に終始している点も重大である

- (4) 令和 7年 3月に公表された基本構想（未完成案）について、愛知大学と隣接地住民との間で「半永久的、無償貸与」の土地契約が存在するとの記載があるほか、区役所移転に伴う自動車交通量の増大見込みが明確であるにもかかわらず駐車場対策が欠落している。これらのことは、行政計画としては致命的であるにもかかわらず、予算 800万円が全額執行されず、放置され、成果物である基本構想が未完成のまま非公表であることは、怠る事実に該当する

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関若しくは職員による違法若しくは不当な財務会計行為又は違法若しくは不当に公金の賦課徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求における主張のうち（1）について、請求人は、基本構想の策定業務委託費に係る成果物が年度内に完成しておらず、また予算の全額が不執行となっていることについて、年度内執行の原則や予算執行の適正管理義務違反が疑われる主張している。しかしながら、請求人は、令和 7年 3月に本市が公表した基本構想が未完成であり、検討の欠落があると主張するのみで、委託契約の成果物が年度内に完成していないとする主張の根拠を示していない。また、予算の全額が不執行となっていることについて年度内執行の原則や予算執行の適正管理義務への違反が疑われる主張については、私見を述べているに過ぎない。よって、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

（2）について、請求人は、基本構想が整わないまま計画を進行することについて、行政運営上の合理性を欠き違法であると主張するのみで、住民監査請求の請求対象となる財務会計行為等を個別具体的に特定しているとは言えない。

（3）について、請求人は、予算の全額不執行、業務の未完成・未公表、経過説明義務の欠如等を挙げ、関係部局が財務会計行為に関して適正な管理を行っていない疑いが強いと主張し、また、先に提出された東区役所の整備計画に対する住

民監査請求を監査委員が却下した点も重大であると主張している。これらの主張において、請求人は、財務会計行為を具体的に特定していないが、請求書全体の記載から、基本構想の策定業務委託費を指すものと解することができる。しかしながら、仮にそのように解するとしても、いずれの主張についても私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

(4)について、請求人は、令和 7年 3月に公表された基本構想に致命的な点があるにもかかわらず、予算が全額執行されず、放置され、基本構想が未完成のままであることが怠る事実に該当すると主張している。しかしながら、地方自治法上、住民監査請求の対象となる怠る事実は、公金の賦課徴収又は財産の管理を怠る事実に限られており、請求人の主張は、これらに該当しないことが明らかである。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)